

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	こども・家庭課	整理番号	2-2-1
処分の種類	児童福祉施設長に対する命令			
根拠法令条例等・条項	児童福祉法第46条第3項			
処分の概要	児童福祉施設の設備・運営が最低基準に達しない時に改善を勧告、従わず児童福祉に有害と認められる時の改善命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) [参考] 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23.12.29 厚生省令第63号) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関する条例(平成24.10.11 条例第69号) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関する条例施行規則(平成25.3.25 規則第8号)			
基準の制定根拠	—			